

## 鹿 児 島 県 公 報

令 和 3 年 9 月 21 日 ( 火 ) 第 245 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- |                            |              |   |
|----------------------------|--------------|---|
| ○漁船保険付保義務発生                | (水産振興課取扱い)   | 1 |
| ○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧  | (水産振興課取扱い)   | 1 |
| ○収去飼料の試験結果の公表              | (畜産課取扱い)     | 1 |
| 公 安 委 員 会 告 示              |              |   |
| ○遊技機の型式の検定の告示              | (生活安全企画課取扱い) | 2 |
| 公 安 委 員 会 公 告              |              |   |
| ○令和3年度駐車監視員資格者講習及び認定考査実施公告 | (交通指導課取扱い)   | 3 |

## 告 示

## 鹿 児 島 県 告 示 第 954 号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、錦海加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令 和 3 年 9 月 21 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

## 鹿 児 島 県 告 示 第 955 号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和3年9月21日から同年10月5日まで笠沙町漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令 和 3 年 9 月 21 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 発起人の住所及び氏名  
南さつま市笠沙町片浦6773番地3 宮下清和  
南さつま市笠沙町片浦5386番地1 向江義巳  
南さつま市笠沙町片浦743番地 上村一郎
- 2 加入区  
笠沙加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
笠沙町漁業協同組合

## 鹿 児 島 県 告 示 第 956 号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、令和3年6月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

令和 3 年 9 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称, 法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の内容
錦江湾飼料(株) 鹿児島工場 9340001001277 (鹿児島市)	同左	NMG5	令和 3.6	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		NMGH	3.6	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
枕崎水産加工業協同組合 再資源化施設 4340005005873 (枕崎市)	同左	魚粕	3.6	栄養成分等—粗たん白質, 粗灰分	無
山川水産加工業協同組合 フィッシュミール工場 9340005004078 (指宿市)	同左	フィッシュソリュブル吸着魚粕	3.6	栄養成分等—粗たん白質, 粗灰分	無
中部飼料(株) 志布志工場 2180001094757 (志布志市)	同左	マル中印種鶏飼育用配合飼料NWFプロ種鶏成鶏中期	3.6	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		マル中印種豚飼育用配合飼料JF授乳期	3.6	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		マル中印肉豚肥育用配合飼料あじ豚実り	3.6	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		マル中印肉用牛肥育用配合飼料西ノ原後期プラス	3.6	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		マル中印肉用牛肥育用配合飼料BCSプロ	3.6	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無

注 違反の内容の欄には, 栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名, 試験値及び過不足の量を, 原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

**公安委員会告示**

鹿児島県公安委員会告示第99号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は, 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 3 年 9 月 21 日

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 委 員 長 石 窪 奈 穂 美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P キャブテン翼若林 V e r R V Y 3	株式会社サンセイアール アンドディ	1P0516
ぱちんこ遊技機	P 牙狼月虹ノ旅人絆 X X - N H	株式会社サンセイアール アンドディ	1P0856
ぱちんこ遊技機	P A 野生の王国 5 N - K	株式会社ニューギン	1P0836
ぱちんこ遊技機	P ミニミニモンスタードラム a k z	株式会社竹屋	1P0637

## 公 安 委 員 会 公 告

令和 3 年度駐車監視員資格者講習及び認定考査実施公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第1項第1号イ及びロの規定に係る令和3年度駐車監視員資格者講習及び認定考査を次のとおり実施する。

令和 3 年 9 月 21 日

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 委 員 長 石 窪 奈 穂 美

## 1 実施日時

## (1) 駐車監視員資格者講習の日時

## ア 講習

令和 3 年 11 月 11 日（木）及び同月 12 日（金）午前 9 時から午後 5 時まで

## イ 修了考査

令和 3 年 11 月 15 日（月）午前 9 時から午前 10 時まで

## (2) 認定考査の日時

令和 3 年 11 月 15 日（月）午前 9 時から午前 10 時まで

## 2 実施場所

鹿 児 島 県 市 町 村 自 治 会 館 5 階 501 会 議 室（鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 7 番 4 号）

## 3 定員

講習及び認定考査の人員を合わせて 6 人

## 4 講習及び認定考査の方法

## (1) 講習項目

## ア 交通警察総説

## イ 駐車対策法制及び駐車監視員制度の概要

## ウ 放置車両の確認に必要な基礎知識

## エ 放置車両の確認等の実施要領等

## オ 基本的心構え及び職務倫理

## (2) 修了考査の実施

(1)の講習項目に関し、受講者が講習事項を理解したか否かの修了考査を実施する。

なお、修了考査の結果、一定基準を満たした者については、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。）第9条第1項に規定する駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。

## (3) 認定考査の実施

駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認められる者であるかの審査をするため、認定考査を実施する。

なお、認定考査の結果、一定基準を満たした者については、委託規則第10条第4項に規定する認定書を交付する。

## 5 講習及び認定考査の申請手續

## (1) 講習の申請手續

## ア 提出書類等

(ケ) 講習を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則（平成17年鹿児島県公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）第4条第1項に規定する駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要事項を記入して申込者の住居地を管轄する警察署に申込者本人が提出すること。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、申込者本人の委任状を併せて提出すること。

(イ) 申込みの際には、委託規則第7条第2項に規定する写真（申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真。以下同じ。）1枚を申込書に貼り付けて提出すること。

(ウ) 申込書については、鹿児島県警察本部交通指導課及び鹿児島県内の警察署で交付を行う。

#### イ その他

アの申込書提出後、申込者に駐車監視員資格者講習受講票が送付されるので、申込者は講習受講の際は必ず同受講票を提出すること。

### (2) 認定審査の申請手続

#### ア 提出書類等

(ケ) 認定審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第5条第1項に規定する認定申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入して申請者の住居地を管轄する警察署に申請者本人が提出すること。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、申請者本人の委任状を併せて提出すること。

(イ) 申請の際には、委託規則第7条第2項に規定する写真1枚を申請書に貼り付け、委託規則第10条第3項に規定する書類を添付しなければならない。

(ウ) 申請書については、鹿児島県警察本部交通指導課及び鹿児島県内の警察署で交付を行う。

#### イ その他

アの申請書提出後、申請者に駐車監視員資格者認定審査受検票が送付されるので、申請者は認定審査の際は必ず同受検票を提出すること。

## 6 手数料

### (1) 講習手数料

講習手数料 20,000円

20,000円分の鹿児島県収入証紙を申込書に貼り付けて提出すること。

なお、申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

### (2) 認定申請手数料（認定審査）

認定申請手数料 4,500円

4,500円分の鹿児島県収入証紙を申請書に貼り付けて提出すること。

なお、申請書を受け付けた後は、認定申請手数料は返還しない。

## 7 受付期間

令和3年10月8日（金）から同月21日（木）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、講習及び認定審査の人員が合わせて6人になり次第受付を終了する。

## 8 修了審査及び認定審査の合格者の発表

修了審査及び認定審査終了後、当日中に合格者を発表する。

## 9 その他

### (1) 注意事項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了し、又は駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認められても、次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。

ア 18歳未満の者

- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
  - エ 集団的に、又は常習的に委託規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
  - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者
  - カ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
  - キ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
  - ク 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者
- (2) 問合せ先
- 本件についての問合せは、鹿児島県警察本部交通指導課（代表電話099-206-0110内線5126）又は鹿児島県内の最寄りの警察署に対して行うこと。